

都島区人権啓発推進員制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 都島区における大阪市人権啓発推進員制度の実施については、大阪市人権啓発推進員制度実施要綱（平成 30 年 3 月 16 日市民局理事決裁）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(人権啓発推進員の定数)

第 2 条 都島区における大阪市人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の定数は、別表のとおりとする。

(推進員の選任方法)

第 3 条 推進員の選任方法は、地域活動協議会その他の地域の団体から推進を受けた者で区長が選定する。

(推進員連絡会)

第 4 条 推進員による委嘱業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、都島区人権啓発推進員連絡会を開催する。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による推進員の選任は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱は令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別 表

各校区等地域	1 名以上
区人権啓発推進協議会を組織する市民団体	若干名

別表に記載のある区人権啓発推進協議会を組織する市民団体は、慣例により、青少年指導員連絡協議会、こども会育成連合協議会、民生委員児童委員協議会、PTA協議会、都島地区保護司会、更生保護女性会、地域女性団体協議会とする。